【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成27年4月3日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 山部 努

連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3111

【届出の対象とした募集内国投資信託受 ダイワ上場投信 - JPX日経400

益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受 継続申込期間(平成27年4月4日から平成28年4月1日まで)

益証券の金額】 5兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所

所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ダイワ上場投信 - JPX日経400

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

10口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

- (注1)営業日の午後3時までに取得申込みをした場合には、その翌営業日を取得申込受付日として取得申込みを受付けます。
- (注2)基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。
- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(5) 【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。当該申込手数料は、当該販売会社および受託会社が収受するものとします。

販売会社については、委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(6) 【申込単位】

委託会社は、取得申込みに適用される各銘柄の株式(以下「取得時のバスケット」といいます。)を 所定の方法(1)によって提示するものとします。

受益権の取得申込者は、販売会社(2)に対し、取得時のバスケットを単位として受益権の取得申込みを行なうことができます。

取得時のバスケットは、日々変更されます。

原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込みを行なうことはできません。

(1) 所定の方法

- 1.委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される「取得時のバスケット」を定めます。原則として、取得時のバスケットは、取得申込可能日の毎日、午前8時45分を目処としてインターネット・サイト「http://etf.daiwa-am.co.jp/」に掲示します。
- 2.「取得時のバスケット」1単位当たりの取得口数は、取得時のバスケットの評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、委託会社が定めるものとします。
- 3.取得時のバスケットの評価額が、委託会社が定める口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額に満たない場合には、取得申込者はその差額に相当する金銭を支払うものとします。
- 4. 取得時のバスケットに取得申込者の自社株式等(自社が発行した株式またはその親会社(会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。)が発行した株式をいいます。以下同じ。)が含まれている場合には、当該株式に代えて、当該株式の評価額に、これを信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を加算した金額の金銭を引渡すことによって、取得の申込みに応じることができるものとします。

取得申込者は、販売会社を通じて、委託会社に取得時のバスケットに自社株式等が含まれている 旨を通知するものとします。この通知が取得申込時に行なわれなかった場合において、そのことに よって取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を 負うものとします。

(2) 販売会社

販売会社については、委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(7) 【申込期間】

平成27年4月4日から平成28年4月1日まで(継続申込期間)

(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

ただし、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

- 1.「JPX日経インデックス400」構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3 営業日以内
- 2.「JPX日経インデックス400」構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
- 3. 当ファンドの計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内)
- 4.前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先 (委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式および金銭を、当該取得申込みにかかる信託が設定される日までに販売会社に引渡し、当該取得時のバスケットの各銘柄の株式を保護預けするものとします。取得申込みにかかる株式については、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、受託会社の指定するファンド口座に移管されます(株式等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。)。

(10) 【払込取扱場所】

前(9)の引渡しは、販売会社において行なうものとします。販売会社については、前(6)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

委託会社の営業日の午後3時までに取得申込みをした場合(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)、その翌営業日を取得申込受付日として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌々営業日の取得申込受付日としての取扱いとなります。

委託会社および受託会社は、当ファンドの受益権について、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。)に上場申請を行なうものとし、

当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得た場合には、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託会社および受託会社は、当ファンドの受益権が上場された場合には、前 の金融商品取引所の 定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止 または売買取引の停止その他の措置にしたがうものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けの中止、取得申込みの取消しまたはその両方を行なうことができます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金の支払い、交換の請求は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に 記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって行なわれます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、交換等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への 記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「JPX日経インデックス400」(以下「対象株価指数」という場合があります。)の変動率に一致させることをめざして運用を行ないます。 一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

	単位型投信・追加型	追加型投信
	投信	
	投資対象地域	国内
商品分類	投資対象資産(収益	株式
	の源泉)	
	独立区分	ETF
	補足分類	インデックス型
	投資対象資産	株式 一般
 属性区分	決算頻度	年2回
周注应力	投資対象地域	日本
	対象インデックス	その他の指数(JPX日経インデックス400)

(注1)商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産と ともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産 による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の 記載があるもの
- ・「ETF」…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および 第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定 する上場証券投資信託
- ・「インデックス型」…目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載がある もの

(注2)属性区分の定義

- ・「株式 一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年2回」…目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「その他の指数」...日経225、TOPIXにあてはまらないすべてのもの

商品分類表

単位型投信·追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国 内	株式債券	MMF	インデックス型
海 外 不動産投行 その他資	不動産投信	MRF	IDDOORE	
	内 外	() 資産複合	ETF	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式一般	年1回	グローバル	C.S
大型株 中小型株	年2回	日本	
債券	450	北米	日経225
一般公債	年4回	欧州	
社債 その他債券	年6回	アジア	TOPIX
クレジット属性	(隔月)	オセアニア	
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	その他
その他資産	日々	アフリカ	/ JPX日経 インデックス
資産複合	-	中近東	\ 400 /
()	その他	(中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型	()	エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス http://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2兆円に相当する株式および金銭を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

<ファンドの特色>

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「JPX日経インデックス400」(以下「対象株価指数」という場合があります。)の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に投資します。

- ●上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(株価指数先物取引等を利用することを含みます。)があります。
- ●市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

「JPX日経インデックス400」について

- ◆日本取引所グループ (JPX)、東京証券取引所および日本経済新聞社が算出します。 (起算日は平成25年8月30日、基準値は10,000です。)
- ◆東京証券取引所の市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQを主たる市場とする普通株式等の中から、時価総額、売買代金、ROE等をもとに、算出者が選定した銘柄を算出対象とします。
- ◆構成銘柄数は、原則として400銘柄*です。また、年に1回定期入替を行ないます。 ※定期入替後の上場廃止等によって、構成銘柄数が一時的に下回ることがあります。
- ◆時価総額加重方式で算出され、定期入替時において1銘柄当たりの構成比率には 1.5%の上限が設けられています。

3

当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- ●受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
- 売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。
- ●追加設定は、株式により行ないます。
- 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット(「JPX日経インデックス 400」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される 各銘柄の株式として委託会社が指定するもの)を単位として、受益権を取得しな ければならないものとします。
- 原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。
- ●受益権を株式と交換することができます。
- 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該 受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込むことができます。
- 解約申込により受益権を換金することはできません。
- ●収益分配金は、名義登録受益者(計算期間終了日において氏名もしくは名称 および住所が受託会社に登録されている者)に対して支払われます。

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。 決算日は毎年1月10日および7月10日です。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- ①「JPX日経インデックス400」は、株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京 証券取引所(以下総称して「JPXグループ」といいます。)ならびに株式会社日本経済 新聞社(以下「日経」といいます。)によって独自に開発された手法によって算出される 著作物であり、「JPXグループ」および「日経」は、「JPX日経インデックス400」自体 および「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の 知的財産権を有しています。
- ②「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて「JPXグループ」および「日経」に帰属しています。
- ③「ダイワ上場投信-JPX日経400」は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用される ものであり、「JPXグループ」および「日経」は、その運用および「ダイワ上場投信-JPX日経400」の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ④「JPXグループ」および「日経」は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する 義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ⑤「JPXグループ」および「日経」は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、 その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利および公表を停止する権利を 有しています。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「JPX日経インデックス400」の変動率に 一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と 完全に一致するものではありません。

- 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- 信託報酬、売買委託手数料等の費用負担
- 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- 株価指数先物取引*と指数の動きの不一致(株価指数先物取引を利用した場合)
- ・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること*JPX日経インデックス400以外の指数先物取引を利用することがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成26年3月26日 信託契約締結、当初設定、運用開始 平成26年3月27日 受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】

	名 称	関係業務の内容
委託	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(1)の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、受益権とその信託財産に属する株式との交換の指図、信託財産の計算等を行ないます。

受託会社	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本トラス ティ・サービス信託銀行株式会社)	信託契約(1)の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社および受託会社との三者間契約(2)に基づき、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

- 1:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 2:受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務の内容等が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

<委託会社の概況(平成27年1月末日現在)>

なされる。

- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

設立登記 昭和34年12月12日 昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 昭和35年 4月 1日 営業開始 昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問 平成 7年 5月31日 業の登録を受ける。 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任 契約にかかる業務の認可を受ける。 平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみ

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

・大株主の状況

名 称	住 所	所有	比率
		株式数	
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に対する投資として運用を行ないます。

前 の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(株価指数先物取引等を利用することを含みます。)があります。

市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券
- ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5) に定めるものに限ります。)
- 八.約束手形
- 二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
- イ.為替手形

委託会社は、信託財産を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
- 3. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 4. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

なお、前1.および前2.の証券または証書ならびに前3.および前4.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを「株式」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

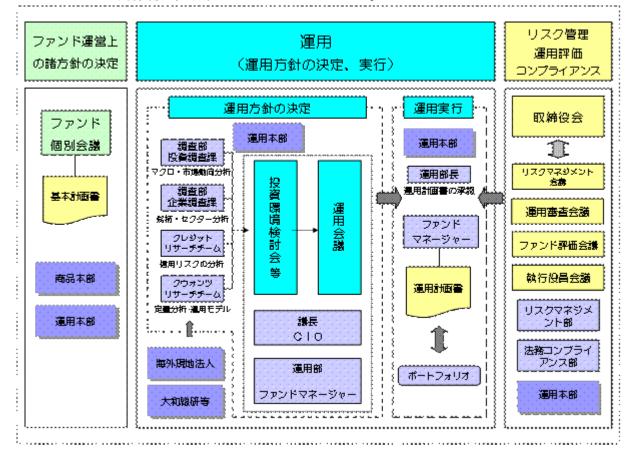
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、 < ファンドの特色 > をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ.基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

口.投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

八.基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二.運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された 基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから 提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、 承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則に よって、次のように定められています。

イ.CIO(Chief Investment Officer)(1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- 口.Deputy-CIO(1~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー(1~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

二.運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ.ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる 内部管理関連部門の人員は25~35名程度です。

イ.ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

口. 運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

八. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

二.執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託 会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成27年1月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。

(5) 【投資制限】

株式(信託約款)

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式の範囲(信託約款)

- イ.委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- 口.前イ.にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等(信託約款)

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- 口.委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

デリバティブ取引等(信託約款)

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法 により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

株式の貸付け(信託約款)

イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付 けることの指図をすることができます。

株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価 合計額を超えないものとします。

- 口.前イ.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ.委託会社は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものと します。

外貨建資産(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の20を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(信託約款)

イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- 口.前イ.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ.前口.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さい ますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

その他

- イ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- 口.市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。
- ハ.コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

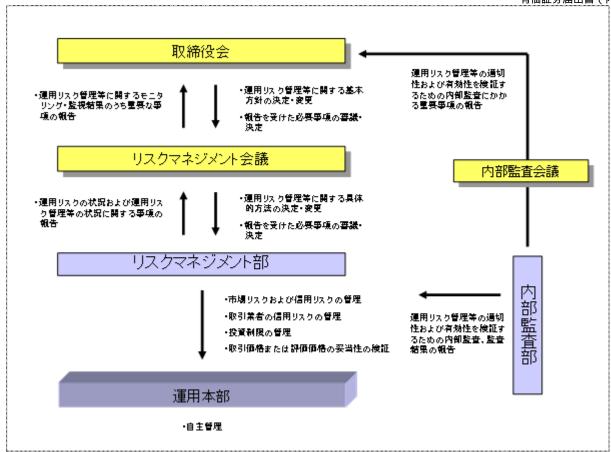
(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、< ファンドの特色>の「 基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

(3) リスク管理体制

運用リスク管理体制()は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

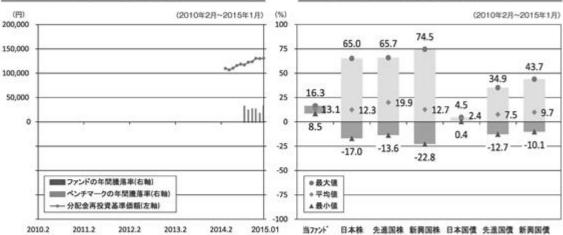
当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策(コンティンジェンシー・プラン)を定めています。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・ 最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンド の過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株: 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債:シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

楽指数について

●TOPIXは東語が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ボートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ポンド・インデックス エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いと

●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いと みなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を 受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。 Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。当該申込手数料は、当該販売会社および受託会社が収受するものとします。

販売会社については、委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。当該手数料は、 販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

販売会社については、前(1)をご参照下さい。

信託財産留保額

ありません。

交換手数料は、受益権の交換に関する事務等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次のイ.の額に口.の額を加算して得た額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりとします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

イ.信託財産の純資産総額に年率0.1944%(税抜0.18%)以内を乗じて得た額

委託会社 年率0.13%(税抜)以内

受託会社 年率0.05%(税抜)以内

- *上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
- 口.信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料(貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に54%(税抜50%)以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に54%(税抜50%)以内の率を乗じて得た額

なお、提出日現在における上記イ.およびロ.に定める率は、次のとおりとなっております(今後、変更されることがあります。)。

イ.年率0.1944%(税抜0.18%)

口.54%(税抜50%)

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 提出日現在における信託報酬にかかる委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとなっております(今後、変更されることがあります。)。

イ.前 イ.の報酬

委託会社 年率0.13%(税抜)

受託会社 年率0.05%(税抜)

*上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

口.前 口.の報酬

委託会社 報酬の50% 受託会社 報酬の50%

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対

価

受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

*提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.0432%(税抜0.04%)以内を乗じて 得た額となります。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、信託財産中より支弁します。

()売買委託手数料などの「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ.受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して20%(所得税 15%および地方税5%)の税率で課税されます。

ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、 税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式 等の配当所得と通算できます。

口,収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源 泉徴収が行なわれます。 ただし、平成49年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択します。総合 課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

八.受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ.と同様の取扱いとなります。 なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

イ.受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と 合算して課税されます。

口. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%(所得税15%)の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、 税率は15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となります。

法人税の計算において、税額控除制度が適用されます。

益金不算入の対象となります。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。

八.受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ・と同様の取扱いとなります。

- ()上記は、平成27年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ()課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】 (平成27年1月30日現在)

投資状況

	投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式		43,110,200,920	99.68
	内 日本	43,110,200,920	99.68
コール・ロー	ン、その他の資産(負債控除後)	140,080,371	0.32
純資産総額		43,250,281,291	100.00

その他の資産の投資状況

	投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先	物取引(買建)	136,222,000	0.31
	内 日本	136,222,000	0.31

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 【投資資産】 (平成27年1月30日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

	· 工文型11100711MA												
					株数、口数	簿価単価	評価単価	投資					
	銘柄名	地域	種類	業種	または	簿価	時価	比率					
					額面金額	(円)	(円)	(%)					
1	K D D I	日本	株式	情報·通	95,900	7,520.52	8,363.00	1.85					
Ľ	K D D I	口华	17411	信業	95,900	721,217,930	802,011,700						
2	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用	92,600	7,571.04	7,645.00	1.64					
Ľ	「コノ日勤半	山本	1/1/1/	機器	92,000	701,079,110	707,927,000						
3	武田薬品	日本	株式	医薬品	112,500	5,109.48	5,903.00	1.54					
		山本	1/1/1/	区栄加	112,300	574,817,600	664,087,500						
4	 日本電信電話	日本	株式	情報·通	89,600	6,382.72	7,020.00	1.45					
L	口不电心电心	<u>П</u> Ф	1/1/10	信業	09,000	571,892,600	628,992,000						
5	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	342,100	1,769.40	1,829.50	1.45					
)	口华	144	口坐			がより	休八	区栄叩	342,100	605,314,120	625,871,950	
6	キヤノン	日本	株式	電気機	166,300	3,719.52	3,740.50	1.44					
L	T 1 7 7	山华	17/11/	器	100,300	618,556,360	622,045,150						

						1 月1 日1	書(内国投資化	<u> 吉託安益</u>	
7	日立	日本	株式	電気機器	689,000	881.93 607,653,000	897.30 618,239,700	1.43	
8	 三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	969,700	629.97	632.30		
Ĺ						610,885,460	613,141,310		
9	ファナック	 日本	株式	電気機	29,900	19,290.84	19,890.00	1.38	
				器		576,796,400	594,711,000		
10	本田技研	 日本	株式	輸送用	160,800	3,534.55	3,581.00	1.33	
				機器	·	568,356,040	575,824,800		
11	みずほフィナンシャル G	 日本	株式	銀行業	2,915,400	196.91	194.00	1.31	
						574,077,490	565,587,600		
12	ソフトバンク	 日本	株式	情報·通	81,200	7,160.73	6,963.00	1.31	
				信業	·	581,451,550	565,395,600		
13	 三井住友フィナンシャルG	 日本	株式	銀行業	134,000	4,078.60	3,990.50	1.24	
					,	546,532,900	534,727,000		
14	東海旅客鉄道	 日本	株式	陸運業	25,700	17,723.11	20,320.00	1.21	
		<u> </u>			,	455,484,000	522,224,000		
15	セブン&アイ・HLDGS	 日本	 株式	小売業	118,400	4,331.08	4,337.50	1.19	
Ĺ				3 707		512,800,640	513,560,000		
16	三菱地所	 日本	 株式	不動産	210,000	2,393.65	2,383.50	1.16	
Ľ			17/17/	業	210,000	502,666,700	500,535,000		
17	日本たばこ産業	 日本	株式	食料品	154,000	3,185.67	3,232.50	1.15	
L'	日本にはこ注来		17/1/	民作和	134,000	490,593,370	497,805,000		
40	古言海 上口 D		+#	保険業	116 500	3,920.22	4,140.00	1.12	
10	東京海上HD	日本	株式	体楔耒	116,500	456,706,000	482,310,000	1.12	
40	韦口士拉索外 学		+#	吐宝光	F2 000	8,894.04	9,130.00	4.44	
19	東日本旅客鉄道	日本	株式	陸運業	52,600	467,826,790	480,238,000	1.11	
	11° 1 . 1 — 6		14-15	電気機	0.40.500	1,377.27	1,352.00	4.00	
20	パナソニック	日本	株式	器	349,500	481,358,910	472,524,000	1.09	
			14-15	情報·通	900 900	1,874.98	2,005.00	4.00	
21	NTTドコモ	日本	株式	信業	233,200	437,245,710	467,566,000	1.08	
	- u - z -		14-15	不動産		3,127.89	3,000.50		
22	三井不動産	日本	株式	業	150,000	469,184,400	450,075,000	1.04	
65	一曲文書		144 — 25	/τη - + - ≥ 1′		2,089.53	2,068.00		
23	三菱商事	日本	株式	卸売業	216,900	453,219,410	448,549,200	1.04	
	* *			A . #		4,241.92	4,738.00		
24	ブリヂストン	日本	株式	ゴム製品	94,100	399,165,550	445,845,800	1.03	
	4-1 h (1.));		141 27	71.50		7,731.16	7,848.00		
25	信越化学	日本	株式	化学 53,900		416,709,660	423,007,200	0.98	
				輸送用		4,275.42	4,296.50		
26	富士重工業	日本	株式	機器	97,600	417,281,590	419,338,400	0.97	
		<u>. </u>	1	1					

						1317122372	IE (LIEUT)	770/1
27					80,800	4,743.04	5,181.00	0.97
	16 1	口本 休工		10 -5-	80,000	383,237,724	418,624,800	
00	口辛白新市		輸送用 402 600		1,012.63	1,016.50		
28	日産自動車	日本	株式	機器	402,600	407,686,770	409,242,900	0.95
29	一类泰州	日本	電気機 電気機	電気機	397 000	1,402.71	1,376.50	0.91
29	三菱電機	口华	1XIV	器	287,000	402,579,800	395,055,500	
20	tナロ制 <i>作</i> 65	_	株式	電気機	20.400	13,338.22	12,820.00	
30	30 村田製作所 日本	口华	が下し	器	30,100	401,480,500	385,882,000	0.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	99.68%
合計	99.68%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	0.51%
建設業	2.18%
食料品	4.41%
繊維製品	0.54%
パルプ・紙	0.13%
化学	6.96%
医薬品	6.43%
石油・石炭製品	0.58%
ゴム製品	1.30%
ガラス・土石製品	0.81%
鉄鋼	1.47%
非鉄金属	1.03%
金属製品	0.41%
機械	5.76%
電気機器	13.47%
輸送用機器	9.71%
精密機器	1.21%
その他製品	0.46%
電気・ガス業	1.08%

陸運業	5.32%
空運業	0.43%
倉庫・運輸関連業	0.12%
情報・通信業	7.25%
卸売業	4.34%
小売業	4.55%
銀行業	7.64%
証券、商品先物取引業	1.52%
保険業	2.21%
その他金融業	1.43%
不動産業	3.48%
サービス業	2.95%
合計	99.68%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(単位:円)

種類	地域	資産名	買建/	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	TOPIX先物 2015年3月	買建	7	96,670,000	99,015,000	0.23%
		JPX日経インデックス400 先物 2015年3月	買建	29	36,293,500	37,207,000	0.09%

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの	東京証券取
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額	引所
	(円)	(円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)	市場相場
平成26年3月末日	5,213,165,234	-	10,991.7	-	-
4月末日	5,067,635,192	-	10,684.9	-	10,750

5月末日	5,240,623,245	-	11,049.6	-	11,120
6月末日	5,493,495,538	-	11,582.8	-	11,510
第1計算期間末	E 440 E74 204	E 406 400 252	11 171 0	44 567 0	11 560
(平成26年7月10日)	5,440,571,281	5,486,102,353	11,471.2	11,567.2	11,560
7月末日	10,257,072,655	-	11,753.5	-	11,870
8月末日	18,232,449,061	-	11,613.2	-	11,610
9月末日	19,091,697,981	-	12,160.5	-	12,150
10月末日	25,343,670,792	-	12,276.7	-	12,280
11月末日	26,721,738,885	-	12,944.2	-	12,940
12月末日	35,549,543,177	-	12,889.7	-	12,920
第2計算期間末	24 662 407 420	24 700 274 024	12 569 0	12 614 0	12.520
(平成27年1月10日)	34,662,407,429	34,789,274,831	12,568.0	12,614.0	12,530
平成27年1月末日	43,250,281,291	-	12,903.1	-	12,930

(注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しております。

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	96.0
第2計算期間	46.0

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	9.8
第2計算期間	10.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	0	0
第2計算期間	2,283,705	0

(注) 当初設定数量は474,282口です。

(参考情報)運用実績

2015年1月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



[※]上記の「基準価額の機落率」とは、 「分配金再投資基準価額」の機落率です。

分配の推移(10口当たり、税引前)

			直近1年	間分配金	合計額:	1,420円	設定	来分配金	合計額:	1,420円	20 0	
	決算期	第 1 期 14年7月	第 2 期 15年1月				55000					
1	分配金	960円	460円									1

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

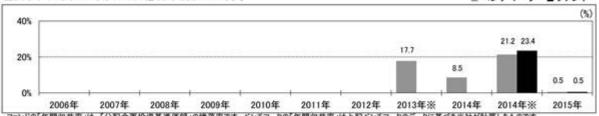
資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	400	99.7%	電気機器	13.5%	KDDI	情報·通信業	1.9%
国内株式先物	2	0.3%	輸送用機器	9.7%	トヨタ自動車	輸送用機器	1.6%
不動産投資信託等		-	銀行業	7.6%	武田薬品	医薬品	1.5%
コール・ローン、その他		0.3%	情報·通信業	7.3%	日本電信電話	情報·通信業	1.5%
合計	402	-	化学	7.0%	アステラス製薬	医薬品	1.4%
株式 市場·上場別	株式 市場·上場別構成 比率		医薬品	6.4%	キヤノン	電気機器	1.4%
一部(東証·名証)		99.4%	機械	5.8%	日立	電気機器	1.4%
二部(東証·名証)		0.0%	陸運業	5.3%	三菱UFJフィナンシャルG	銀行業	1.4%
新興市場他 0.3%		小売業	4.5%	ファナック	電気機器	1.4%	
その他 -		-	その他	32.6%	本田技研	輸送用機器	1.3%
승計 99.7%		승計 -	99.7%	승計		14.9%	

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはJPX日経インデックス400 です。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の機落率です。ベンチマーケの「年間収益率」は上記ベンチマーケのデータに基づき当社が計算したものです。

・2013年※はベンチマークの起算日(8月30日)から年末、2014年※は設定日(3月26日)から年末、2015年は1月30日までの機落率を表しています。 ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

^{※「}分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により 構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。) を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価 額(法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た額をいいます。以下同 じ。)をもって、それに相当するものとして委託会社が定める一定口数の受益権を単位として取得する ものとします。受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限(営業日の午後3時)までに取得申込みをした場合には、その翌営業日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。

取得申込受付日に対応する取得時のバスケットを構成する各株式の銘柄名とその数量は、委託会社が 取得申込受付日以前の別に定める期日に別に定める方法により提示するものとします。

前 の規定にかかわらず、受益権の取得申込者は、取得時のバスケットの評価額が取得する一定口数 の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分を金銭をもって支払うものとします。

前 の規定にかかわらず、取得時のバスケットに受益権の取得申込者が発行した株式またはその親会社(会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。)が発行した株式(以下本 において「自社株式等」といいます。)が含まれる場合には、当該取得申込者は当該自社株式等に代えて当該自社株式等に相当する金額(評価額により算出したものに限ります。)に、当該自社株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。

前 に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が取得申込みの際に行なわれなかった場合において、そのことによって当該取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。

販売会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式を、取得申込みにかかる信託が 設定される日までに、別に定める契約に基づき委託会社に代わって受託会社に引渡すものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のバスケットの各銘柄の一部の引渡日を別に定める方法に基づいて指定する場合には、担保金を差入れるものとします。なお、担保金に付利は行なわないものとします。担保金が差入れられた場合には、委託会社は信託財産への担保金の受入れの指図を行なうものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、前 に定める株式(前 および前に該当する場合の金銭を含みます。)または前 に定める担保金の引渡しと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

- 1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
- 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
- 3.計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内)
- 4.前1.から前3.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、 受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会 社が収受するものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が あるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けの中止、取得申込みの受付けの取 消しまたはその両方を行なうことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、前 に定める株式(前 および前 に該当する場合の金銭を含みます。)または前 に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。

2 【換金(解約)手続等】

< 解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権につき、信託期間中において、当ファンドの一部解約請求をすること はできません。

<交換>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対 する持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

受益者が交換請求をするときは、販売会社に対し、委託会社が定める一定口数の整数倍の振替受益権 をもって行なうものとします。

交換を請求しようとする受益者が、委託会社が別に定める時限(営業日の午後3時)までに交換請求をした場合には、その翌営業日を交換請求受付日として委託会社は当該交換請求を受付けます。

委託会社は、交換に際し、信託財産に属する株式の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と 交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。

前 の規定にかかわらず、委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の 交換請求の受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断 により、受益権の交換請求を受付けることがあります。

1.対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の4営業日前から起算して8営業日以内
- 3.計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内)
- 4.前1.から前3.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。当該抹消にかかる手続きおよび後 に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、後 または後 に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に前 の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受託会社は、後 または後 の委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権について は、振替口座簿における抹消の手続きおよび後 に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入 れ、抹消したものとして取扱います。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を交換 請求者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受する ものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付けの中止、交換請求の受付けの取消しまたはその両方を行なうことができます。

前 の規定により交換請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受付けたものとして計算されるものとします。

委託会社は、交換の請求を受付けた場合には、当該請求にかかる受益権と、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式として委託会社が指定するものとの交換を行なうよう受託会社に指図します。

前 の規定にかかわらず、委託会社が指定する株式に当該請求を行なった受益者が発行した株式またはその親会社が発行した株式(以下本 において「自社株式等」といいます。)が含まれる場合には、原則として、委託会社は、前 の請求にかかる受益権の口数から当該自社株式等に相当する金額(評価額により算出したものから、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた金額とします。)に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する株式(当該自社株式等を除きます。)を交換するよう受託会社に指図するものとします。

前 に該当する場合には、交換請求を行なう受益者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって交換請求者または信託財産その他に損害が生じた場合には、交換請求者がすべての責を負うものとします。

受託会社は、前 に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求を行なうものとします。 受益者への交換株式の交付に際しては、別に定める期日から、振替機関等の口座に前 の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれます。 委託会社は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

<買取り>

販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、 2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1. 交換により取引所売買単位未満の振替受益権が生じた場合
- 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

前 の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が あるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することができます。

前 の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、前の規定に準じて計算されたものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した10口当たりの価額をいい ます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般 社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総 額を控除した金額をいいます。

(注)主要な投資対象資産の評価方法の概要

・対象株価指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式: 原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年1月11日から7月10日まで、および7月11日から翌年1月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成26年3月26日から平成26年7月10日までとします。

(5) 【その他】

信託の終了

- 1.委託会社は、受益権の口数が 20万口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約すること が受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社 は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託会社は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。
- 3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 4. 前3.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 5. 前3.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
- 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9.受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2.委託会社は、前1.の事項(前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4.前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5.書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6.前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7.前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい重 大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等 に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を 請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 の3. または前 の2.に規定する書面に付記します。 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.daiwa-am.co.jp/

2.前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社、受託会社および販売会社との三者間契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社、受託会社もしくは販売会社のいずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金にかかる請求権

< 支払方法 >

- 1. 受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2. 受託会社は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者(以下「名義登録受益者」といいます。)を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。
- 3. 受益者は、原則として前2.に規定する登録を当ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前2.に規定する登録を受託会社に対して直接行なうことができます。
- 4. 社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは原則として以下のとおりとします。
 - イ.受益権は、前3.の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替 口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
 - ロ.前3.の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の 氏名もしくは名称および住所その他受託会社が定める事項を書面等により受託会社に届出るものと します。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者か らの申出に基づき、当該取引参加者はこれを受託会社に通知するものとします。
 - 八.前3.の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の 振替機関の定める事項を(当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じ

- て)振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託会社に通知するものとします。
- 5. 信託契約締結当初および追加信託時の受益者については、前2.に規定する登録を行なったうえで、 振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。
- 6. 前2.に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が前3.に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
- 7. 受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金について未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。
- 8. 受託会社は、前7.の規定により委託会社に収益分配金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- 9. 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

信託終了時の交換等

- 1. 委託会社は、信託が終了することとなったときは、委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。この場合は、「2 換金(解約)手続等」の規定に準じるものとします。
- 2. 委託会社が信託の終了に関して指定する販売会社は、委託会社が別に定める一定口数未満の受益権 について買取るものとします。この場合には、当該販売会社が別に定める手数料および当該手数料に 対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- 3. 信託終了に際して、委託会社が信託終了に関して指定する販売会社は、その所有にかかるすべての 受益権を交換請求するものとします。交換により引渡される株式に当該指定販売会社が発行した株式 またはその親会社が発行した株式(以下本3.において「自社株式等」といいます。)が含まれる場合 には、委託会社は、受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に 相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとします。
- 4. 受益者が、信託終了時の交換について信託終了日から10年間その交換請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

交換請求権および買取請求権

受益者は、保有する受益権について、交換または買取りを請求する権利を有します。権利行使の方法 等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総 理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成26年7月11日から平成27年1月10日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ上場投信 - JPX日経400

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 平成26年7月10日現在	第2期 平成27年1月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	53,756,618	244,649,665
株式	2 5,431,811,400	2 34,526,750,330
派生商品評価勘定	276,667	-
未収入金	693,694	-
未収配当金	4,740,000	44,813,950
未収利息	-	410
前払金	<u> </u>	3,311,500
流動資産合計	5,491,278,379	34,819,525,855
資産合計	5,491,278,379	34,819,525,855
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	2,298,101
前受金	1,488,000	-
未払金	-	1,320,209
未払収益分配金	45,531,072	126,867,402
未払受託者報酬	820,877	5,773,797
未払委託者報酬	2,134,304	15,011,941
その他未払費用	732,845	5,846,976
流動負債合計	50,707,098	157,118,426
負債合計	50,707,098	157,118,426
純資産の部		
元本等		
元本	1 4,995,138,024	1 29,047,119,084
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	445,433,257	5,615,288,345
(分配準備積立金)	4,776,407	45,684,704
元本等合計	5,440,571,281	34,662,407,429
純資産合計	5,440,571,281	34,662,407,429
負債純資産合計	5,491,278,379	34,819,525,855

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	自 至	第1期 平成26年3月26日 平成26年7月10日	自 至	第2期 平成26年7月11日 平成27年1月10日
営業収益				
受取配当金		53,962,976		193,650,645
受取利息		2,830		29,387
有価証券売買等損益		435,677,001		2,183,528,640
派生商品取引等損益		4,979,849		10,046,069
その他収益		29,699		77,680
営業収益合計		494,652,355		2,387,332,421
営業費用				
受託者報酬		820,877		5,773,797
委託者報酬		2,134,304		15,011,941
その他費用		732,845		5,196,275
営業費用合計		3,688,026		25,982,013
営業利益		490,964,329		2,361,350,408
経常利益		490,964,329		2,361,350,408
当期純利益		490,964,329		2,361,350,408
期首剰余金又は期首欠損金()		-		445,433,257
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		2,935,372,082
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		-		2,935,372,082
分配金		1 45,531,072		1 126,867,402
期末剰余金又は期末欠損金()		445,433,257		5,615,288,345

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第2期
	区分	自 平成26年7月11日
		至 平成27年1月10日
1.	有価証券の評価基準及び評価	株式
	方法	
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相
		場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引
		業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.	デリバティブ取引の評価基準	先物取引
	及び評価方法	
		個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の
		主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3.	収益及び費用の計上基準	受取配当金
		原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配
		当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

		∇ /\	第1期	第2期
		区分	平成26年7月10日現在	平成27年1月10日現在
1.	1	期首元本額	4,995,138,024円	4,995,138,024円
		期中追加設定元本額	- 円	24,051,981,060円
		期中一部交換元本額	- 円	- 円
2.		計算期間末日における受益 権の総数	474,282□	2,757,987□
3.	2	差入委託証拠金代用有価証 券	先物取引に係る差入委託証拠 金代用有価証券として以下の とおり差入を行っておりま	先物取引に係る差入委託証拠 金代用有価証券として以下の とおり差入を行っておりま
			す。 株式 12,006,000円	す。 株式 15,218,000円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期	第2期
区分	自 平成26年3月26日	自 平成26年7月11日
	至 平成26年7月10日	至 平成27年1月10日
1. 1 分配金の計算過程	当計算期間中に計上した受取	当計算期間中に計上した受取
	配当金、配当株式、受取利息	配当金、配当株式、受取利息
	及びその他収益金から支払利	及びその他収益金から支払利
	息を控除した当期配当等収益	息を控除した当期配当等収益
	額(53,995,505円)及び分配	額(193,757,712円)及び分
	準備積立金(0円)の合計額か	配準備積立金(4,776,407円)
	ら、経費(3,688,026円)を控	の合計額から、経費
	除して計算される分配対象額	(25,982,013円)を控除して計
	は50,307,479円(10口当たり	算される分配対象額は
	1,060円)であり、うち	172,552,106円(10口当たり
	45,531,072円(10口当たり	625円)であり、うち
	960円)を分配金額としてお	126,867,402円(10口当たり
	ります。	460円)を分配金額としてお
		ります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

		第2期					
	区分	自 平成26年7月11日					
		至 平成27年1月10日					
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4					
		項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用					
		の基本方針」に従っております。					
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティ					
		ブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ					
		取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。					
		これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動等)、					
		信用リスク、流動性リスクであります。					
		信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約					
		款に従ってわが国の金融商品取引所における株価指数先物取引を					
		利用しております。					
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を					
		行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、					
		リスクの種類毎に行っております。					

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体が

デリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区分		第2期
	<u> </u>	平成27年1月10日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	計上額との差額	と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券
		重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
		(2)デリバティブ取引
		デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
		(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい
		ことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第1期	第2期	
	平成26年7月10日現在	平成27年1月10日現在	
種 類	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
株式	435,517,690	2,117,308,818	
合計	435,517,690	2,117,308,818	

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

第1期	第2期
平成26年7月10日 現在	平成27年1月10日 現在

							日川皿分田山百	
種 類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち	(円)	(円)	(円)	うち	(円)	(円)
		1年超				1年超		
市場取引								
株価指数 先物取引								
買建	12,343,000	-	12,625,000	282,000	135,209,000	-	132,963,500	2,245,500
合計	12,343,000	-	12,625,000	282,000	135,209,000	-	132,963,500	2,245,500

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 平成26年7月11日

至 平成27年1月10日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第1期	第2期	
	平成26年7月10日現在	平成27年1月10日現在	
1口当たり純資産額	11,471.2円	12,568.0円	
(10口当たり純資産額)	(114,712円)	(125,680円)	

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株式数	評価額(円)		備考
		単 価	金額	
国際石油開発帝石	139,100	1,235.50	171,858,050	

安藤・間 コムシスホールディングス ミサワホーム	17,600 11,700	772.00	13,587,200	
	11 700			
ミサワホーム	'','00	1,572.00	18,392,400	
	3,100	1,034.00	3,205,400	
大成建設	134,000	694.00	92,996,000	
長谷エコーポレーション	33,000	964.00	31,812,000	
鹿島建設	116,000	467.00	54,172,000	
大東建託	10,000	13,380.00	133,800,000	
NIPPO	6,000	1,902.00	11,412,000	
住友林業	19,500	1,123.00	21,898,500	
大和ハウス	77,300	2,249.00	173,847,700	
積水ハウス	81,200	1,551.00	125,941,200	
協和エクシオ	11,200	1,240.00	13,888,000	
日揮	27,000	2,356.50	63,625,500	
東芝プラントシステム	4,300	1,822.00	7,834,600	
日清製粉G本社	29,000	1,224.00	35,496,000	
アコーディア・ゴルフ	9,300	1,126.00	10,471,800	
テンプホールディングス	4,800	3,770.00	18,096,000	
カルビー	9,800	4,110.00	40,278,000	·
ヤクルト	14,200	6,310.00	89,602,000	
明治ホールディングス	7,800	11,330.00	88,374,000	
日本ハム	19,000	2,774.00	52,706,000	
カカクコム	16,400	1,635.00	26,814,000	
エムスリー	21,300	2,021.00	43,047,300	
ディー・エヌ・エー	12,100	1,554.00	18,803,400	
博報堂DYHLDGS	34,100	1,101.00	37,544,100	
アサヒグループホールディン	53,100	3,615.50	191,983,050	
キリンHD	113,000	1,442.50	163,002,500	
伊藤園	7,200	2,129.00	15,328,800	
ローソン	8,800	7,510.00	66,088,000	
エービーシー・マート	3,300	5,620.00	18,546,000	
ゲオホールディングス	4,400	995.00	4,378,000	
日本マクドナルドHLDG	9,700	2,503.00	24,279,100	
スターバックスコーヒーJ	5,300	1,455.00	7,711,500	
パル	1,400	3,160.00	4,424,000	
双日	155,700	162.00	25,223,400	
セリア	2,800	3,480.00	9,744,000	
アルフレッサホールディングス	27,500	1,344.00	36,960,000	
キッコーマン	22,000	2,945.00	64,790,000	
味の素	61,000	2,194.50	133,864,500	
キユーピー	13,400	2,181.00	29,225,400	

		_	有価証券届出書(内	国投資信託
ニチレイ	28,000	551.00	15,428,000	
東洋水産	13,800	3,810.00	52,578,000	
日清食品 H D	11,200	5,990.00	67,088,000	
日本たばこ産業	126,500	3,200.00	404,800,000	
ヒューリック	39,300	1,122.00	44,094,600	
MonotaRO	4,500	2,351.00	10,579,500	
J. フロント リテイリング	29,400	1,348.00	39,631,200	
マツモトキヨシHLDGS	5,200	3,385.00	17,602,000	
スタートトゥデイ	7,200	2,522.00	18,158,400	
三越伊勢丹HD	46,200	1,500.00	69,300,000	
トヨタ紡織	8,200	1,537.00	12,603,400	
ウエルシアHD	2,800	3,790.00	10,612,000	
野村不動産HLDGS	14,000	2,063.00	28,882,000	
東急不動産 H D	61,000	807.00	49,227,000	
飯田GHD	15,100	1,523.00	22,997,300	
コスモス薬品	1,300	16,110.00	20,943,000	
シップヘルスケアHD	4,300	2,713.00	11,665,900	
セブン&アイ・HLDGS	97,300	4,366.50	424,860,450	
ツルハホールディングス	4,600	7,210.00	33,166,000	
東レ	191,000	957.50	182,882,500	,
ク ラ レ	42,000	1,363.00	57,246,000	,
旭 化 成	154,000	1,086.50	167,321,000	,
グリー	14,100	701.00	9,884,100	
ティーガイア	2,300	1,230.00	2,829,000	
ガンホー・オンライン・エンター	59,000	451.00	26,609,000	
インターネットイニシアティブ	3,800	2,369.00	9,002,200	
王子ホールディングス	101,000	398.00	40,198,000	
昭和電工	164,000	145.00	23,780,000	,
日産化学	16,500	2,147.00	35,425,500	
東ソー	62,000	602.00	37,324,000	
東亞合成	31,000	458.00	14,198,000	,
電気化学	51,000	443.00	22,593,000	
信越化学	44,300	7,758.00	343,679,400	
エア・ウォーター	22,000	1,850.00	40,700,000	,
大陽日酸	32,000	1,228.00	39,296,000	
日本パ - カライジング	5,800	2,720.00	15,776,000	
日本触媒	19,000	1,584.00	30,096,000	-
協和発酵キリン	30,000	1,139.00	34,170,000	
J S R	24,400	2,051.00	50,044,400	
三菱ケミカルHLDGS	154,300	588.30	90,774,690	

			有価証券届出書(内	<u> 国投貨信託</u>
日本合成化学	6,000	689.00	4,134,000	
ダイセル	35,000	1,398.00	48,930,000	
積水化学	58,000	1,419.00	82,302,000	
日本ゼオン	21,000	1,105.00	23,205,000	
アイカ工業	7,400	2,479.00	18,344,600	
宇部興産	124,000	181.00	22,444,000	
日立化成	12,200	2,127.00	25,949,400	
日本化薬	16,000	1,528.00	24,448,000	
野村総合研究所	13,200	3,650.00	48,180,000	,
 電通	27,400	4,880.00	133,712,000	
花 王	68,000	4,709.00	320,212,000	
武田薬品	92,500	5,107.00	472,397,500	
アステラス製薬	281,100	1,778.00	499,795,800	
塩野義製薬	38,500	3,255.00	125,317,500	
田辺三菱製薬	28,800	1,777.00	51,177,600	
中外製薬	24,600	3,115.00	76,629,000	
科研製薬	9,000	2,298.00	20,682,000	
エーザイ	32,600	4,807.50	156,724,500	
ロート製薬	11,200	1,475.00	16,520,000	
小野薬品	11,200	10,810.00	121,072,000	
久光製薬	7,000	3,705.00	25,935,000	
持田製薬	1,800	6,360.00	11,448,000	
参天製薬	9,100	6,510.00	59,241,000	
ツムラ	7,800	2,660.00	20,748,000	
テ ル モ	36,100	2,746.00	99,130,600	
みらかホールディングス	6,500	5,300.00	34,450,000	
沢井製薬	3,900	6,760.00	26,364,000	
第一三共	83,000	1,594.50	132,343,500	
キョーリン製薬HD	6,600	2,185.00	14,421,000	
大塚ホールディングス	49,000	3,703.00	181,447,000	
大正製薬 H D	5,900	7,200.00	42,480,000	
日本ペイントHOLD	21,000	3,420.00	71,820,000	
関西ペイント	30,000	1,822.00	54,660,000	
DIC	99,000	279.00	27,621,000	
東洋インキSCホールディン	24,000	569.00	13,656,000	
オリエンタルランド	6,700	27,995.00	187,566,500	
パーク24	11,700	1,817.00	21,258,900	
フジ・メディア・H D	24,200	1,438.00	34,799,600	
リゾートトラスト	9,100	2,735.00	24,888,500	
オービック	8,000	3,855.00	30,840,000	

			有伽証券届出書(内	<u> 国投資信計</u>
ヤフー	166,700	405.00	67,513,500	
トレンドマイクロ	12,300	3,140.00	38,622,000	
もしもしホットライン	4,600	1,164.00	5,354,400	
日本オラクル	3,700	4,735.00	17,519,500	
ユー・エス・エス	29,800	1,784.00	53,163,200	·
伊藤忠テクノソリュー	2,600	4,215.00	10,959,000	
サイバーエージェント	6,000	4,465.00	26,790,000	
楽天	106,900	1,643.00	175,636,700	
大塚商会	6,300	3,640.00	22,932,000	
USEN	13,600	311.00	4,229,600	
富士フイルムHLDGS	56,500	3,741.50	211,394,750	
コニカミノルタ	56,200	1,264.00	71,036,800	
資 生 堂	43,900	1,696.50	74,476,350	
ドクターシーラボ	1,700	4,050.00	6,885,000	
小林製薬	4,000	6,960.00	27,840,000	
昭和シエル石油	22,100	1,196.00	26,431,600	
東燃ゼネラル石油	37,000	998.00	36,926,000	
出光興産	11,700	1,990.00	23,283,000	
JXホールディングス	273,900	444.70	121,803,330	
横浜ゴム	28,000	1,099.00	30,772,000	
東洋ゴム	11,200	2,487.00	27,854,400	
ブリヂストン	77,300	4,245.50	328,177,150	
住友ゴム	19,200	1,749.00	33,580,800	
鬼怒川ゴム	5,000	502.00	2,510,000	
旭 硝 子	122,000	592.00	72,224,000	
日本電気硝子	47,000	522.00	24,534,000	
太平洋セメント	154,000	368.00	56,672,000	
тото	36,000	1,267.00	45,612,000	
日本特殊陶業	21,300	3,575.00	76,147,500	
ニチアス	11,000	667.00	7,337,000	
新日鐵住金	1,043,000	287.00	299,341,000	
JFEホールディングス	62,900	2,575.00	161,967,500	
大同特殊鋼	41,000	451.00	18,491,000	
日立金属	25,000	1,922.00	48,050,000	
日本製鋼所	35,000	419.00	14,665,000	
三井金属	67,000	283.00	18,961,000	
三菱マテリアル	154,000	392.00	60,368,000	
住友鉱山	68,000	1,770.50	120,394,000	,
DOWAホールディングス	29,000	919.00	26,651,000	
 住友電工	93,000	1,492.50	138,802,500	

				<u>]国投資信託</u>
アサヒHD	3,700	1,840.00	6,808,000	
LIXILグループ	36,700	2,354.00	86,391,800	
リンナイ	4,600	7,460.00	34,316,000	
ユニプレス	4,500	1,955.00	8,797,500	
ジーテクト	2,300	1,134.00	2,608,200	
日本発条	21,400	1,022.00	21,870,800	
オーエスジー	11,200	1,898.00	21,257,600	
ディスコ	2,900	10,720.00	31,088,000	
豊田自動織機	21,500	6,200.00	133,300,000	
ニューフレアテクノロジー	400	4,320.00	1,728,000	
ナブテスコ	15,000	2,917.00	43,755,000	
SMC	7,600	31,060.00	236,056,000	
小松製作所	122,300	2,561.50	313,271,450	
住友重機械	67,000	647.00	43,349,000	
日立建機	11,000	2,434.00	26,774,000	
クボタ	119,000	1,693.50	201,526,500	
荏原製作所	51,000	470.00	23,970,000	
千代田化工建	19,000	965.00	18,335,000	
ダイキン工業	34,300	7,734.00	265,276,200	
栗田工業	14,000	2,384.00	33,376,000	
椿本チエイン	13,000	956.00	12,428,000	
タダノ	11,000	1,458.00	16,038,000	
平和	5,100	2,308.00	11,770,800	
SANKYO	7,100	4,045.00	28,719,500	
ユニバーサルエンターテインメン	2,300	1,985.00	4,565,500	
ブラザー工業	30,500	2,127.00	64,873,500	
セガサミーホールディングス	25,300	1,516.00	38,354,800	
TPR	2,600	2,977.00	7,740,200	
ホシザキ電機	6,900	5,740.00	39,606,000	
日本精工	48,000	1,386.00	66,528,000	
ジェイテクト	25,100	1,942.00	48,744,200	
不 二 越	22,000	723.00	15,906,000	
ミネベア	35,000	1,826.00	63,910,000	
т н к	15,700	2,885.00	45,294,500	
日 立	566,000	883.70	500,174,200	
東芝	496,000	488.60	242,345,600	
三菱電機	236,000	1,414.00	333,704,000	
富士電機	66,000	483.00	31,878,000	
安川電機	27,700	1,484.00	41,106,800	
マキタ	15,400	5,280.00	81,312,000	
L	1			

			有価証券届出書(内]国投資信計
日本電産	25,100	7,935.00	199,168,500	
オムロン	26,600	5,110.00	135,926,000	
ジーエス・ユアサ コーポ	45,000	503.00	22,635,000	
富士通	227,000	600.90	136,404,300	
沖電気	82,000	238.00	19,516,000	
セイコーエプソン	16,100	4,985.00	80,258,500	
ワコム	18,600	464.00	8,630,400	
パナソニック	287,200	1,385.50	397,915,600	
アンリツ	14,700	815.00	11,980,500	
富士通ゼネラル	7,000	1,128.00	7,896,000	
T D K	14,200	7,270.00	103,234,000	
ヒロセ電機	3,800	13,520.00	51,376,000	
横河電機	23,600	1,285.00	30,326,000	
日本光電工業	5,000	5,900.00	29,500,000	
堀場製作所	4,400	3,850.00	16,940,000	
キーエンス	5,300	52,470.00	278,091,000	
シスメックス	18,200	5,260.00	95,732,000	
デンソー	58,200	5,385.00	313,407,000	
スタンレー電気	17,000	2,558.00	43,486,000	
カシオ	23,600	1,832.00	43,235,200	
ファナック	24,500	19,375.00	474,687,500	
浜松ホトニクス	9,800	5,630.00	55,174,000	
京 セ ラ	38,700	5,361.00	207,470,700	
村田製作所	24,700	13,375.00	330,362,500	
日東電工	19,100	6,804.00	129,956,400	
三井造船	91,000	211.00	19,201,000	
三菱重工業	395,000	675.20	266,704,000	
川崎重工業	171,000	559.00	95,589,000	
IHI	170,000	617.00	104,890,000	
名村造船所	4,500	1,325.00	5,962,500	
日産自動車	330,800	1,016.00	336,092,800	
いすゞ自動車	74,500	1,474.50	109,850,250	
トヨタ自動車	76,100	7,609.00	579,044,900	
日野自動車	33,600	1,659.00	55,742,400	
三菱自動車工業	86,400	1,075.00	92,880,000	
N O K	11,400	3,210.00	36,594,000	
カヤバ工業	26,000	500.00	13,000,000	
大同メタル工業	3,000	1,177.00	3,531,000	
カルソニックカンセイ	18,000	619.00	11,142,000	
アイシン精機	21,600	4,185.00	90,396,000	

			有価証券届出書(阝	<u>小国投資信託</u>
マッダ	70,200	2,620.50	183,959,100	
ダイハツ	28,100	1,539.00	43,245,900	
本田技研	132,100	3,531.50	466,511,150	
スズキ	49,300	3,631.50	179,032,950	
富士重工業	80,200	4,302.00	345,020,400	
ヤマハ発動機	35,800	2,443.00	87,459,400	
小糸製作所	14,100	3,580.00	50,478,000	
エクセディ	3,200	2,863.00	9,161,600	
ミツバ	4,300	2,031.00	8,733,300	
豊田合成	7,600	2,463.00	18,718,800	
エフ・シー・シー	3,500	2,074.00	7,259,000	
シマノ	10,200	15,160.00	154,632,000	
テイ・エス テック	5,000	2,712.00	13,560,000	
三菱食品	2,600	2,536.00	6,593,600	
良品計画	2,900	13,180.00	38,222,000	
第一興商	5,500	3,240.00	17,820,000	
メディパルHD	23,300	1,368.00	31,874,400	
ドンキホーテホールディング	8,100	8,400.00	68,040,000	
VTホールディングス	9,600	471.00	4,521,600	
ユナイテッドアローズ	3,000	3,240.00	9,720,000	
スギホールディングス	4,200	4,870.00	20,454,000	
ニコン	44,000	1,503.00	66,132,000	
НОҮА	56,100	4,020.00	225,522,000	
キヤノン	136,600	3,715.50	507,537,300	
リ コ ー	70,900	1,188.00	84,229,200	
バンダイナムコHLDGS	26,000	2,472.00	64,272,000	
エイベックス・グループHD	4,600	1,940.00	8,924,000	
アシックス	23,400	2,802.00	65,566,800	
エフピコ	2,900	3,850.00	11,165,000	
ピジヨン	4,500	7,160.00	32,220,000	
ニ フ コ	5,500	3,880.00	21,340,000	
伊藤忠	194,700	1,268.50	246,976,950	
丸 紅	203,500	693.70	141,167,950	
豊田通商	25,900	2,686.00	69,567,400	
	46,000	169.00	7,774,000	
フアミリーマート	7,900	4,650.00	36,735,000	
 三井物産	197,200	1,535.00	302,702,000	
日立ハイテクノロジーズ	8,100	3,510.00	28,431,000	
 山 善	8,900	824.00	7,333,600	
	137,300	1,183.00	162,425,900	
		,	, ,	

			有価証券届出書(内	四次具活式
三菱商事	178,300	2,098.50	374,162,550	
岩谷産業	26,000	788.00	20,488,000	
ユニ・チヤ - ム	50,000	2,967.50	148,375,000	
東邦ホールディングス	8,000	1,724.00	13,792,000	
サンリオ	6,500	3,015.00	19,597,500	
AOKIホールディングス	5,300	1,196.00	6,338,800	
コメリ	4,000	2,376.00	9,504,000	
しまむら	2,700	10,310.00	27,837,000	
高島屋	34,000	943.00	32,062,000	
クレディセゾン	19,000	2,100.00	39,900,000	
イオン	92,900	1,211.00	112,501,900	
ユニーグループ・H D	22,300	633.00	14,115,900	
イズミ	5,200	4,275.00	22,230,000	
ケーズホールディングス	5,400	2,969.00	16,032,600	
新生銀行	221,000	196.00	43,316,000	
あおぞら銀行	157,000	385.00	60,445,000	
三菱UFJフィナンシャルG	796,800	632.80	504,215,040	
りそなホールディングス	272,100	599.20	163,042,320	'
三井住友トラストHD	514,000	428.20	220,094,800	'
三井住友フィナンシャルG	110,100	4,094.00	450,749,400	
西日本シティ銀行	82,000	345.00	28,290,000	
千葉銀行	90,000	765.00	68,850,000	
横浜銀行	161,000	637.00	102,557,000	,
常陽銀行	84,000	572.00	48,048,000	
群馬銀行	55,000	772.00	42,460,000	
ふくおかフィナンシャルG	94,000	601.00	56,494,000	
静岡銀行	68,000	1,046.00	71,128,000	
十六銀行	39,000	398.00	15,522,000	,
スルガ銀行	24,600	2,170.00	53,382,000	
八十二銀行	56,000	760.00	42,560,000	
ほくほくフィナンシャルG	158,000	235.00	37,130,000	
広島銀行	69,000	575.00	39,675,000	
中国銀行	22,300	1,640.00	36,572,000	
伊予銀行	33,200	1,277.00	42,396,400	
セブン銀行	78,400	502.00	39,356,800	
みずほフィナンシャルG	2,394,700	197.50	472,953,250	
山口フィナンシャルG	31,000	1,234.00	38,254,000	
芙蓉総合リース	2,400	3,935.00	9,444,000	
興銀リース	4,400	2,315.00	10,186,000	
東京センチュリーリース	5,500	2,829.00	15,559,500	
	ı			

			有価証券届出書(内	国投資信訊
Jトラスト	6,900	1,024.00	7,065,600	
アイフル	38,900	373.00	14,509,700	
北洋銀行	35,000	446.00	15,610,000	
京葉銀行	26,000	628.00	16,328,000	,
リコーリース	1,800	2,980.00	5,364,000	,
イオンフィナンシャルサービス	15,300	2,300.00	35,190,000	,
7 コ ム	46,700	344.00	16,064,800	
日立キャピタル	4,600	2,479.00	11,403,400	
オリックス	164,700	1,423.50	234,450,450	
三菱UFJリース	59,000	536.00	31,624,000	
大和証券G本社	218,000	900.60	196,330,800	
野村ホールディングス	475,500	648.20	308,219,100	
岡三証券グループ	20,000	880.00	17,600,000	
東海東京HD	26,700	788.00	21,039,600	
松井証券	11,800	1,000.00	11,800,000	
日本取引所グループ	34,200	2,740.00	93,708,000	
SONY FH	22,300	1,745.00	38,913,500	
第一生命	149,000	1,730.00	257,770,000	
東京海上HD	95,700	3,947.00	377,727,900	
T&Dホールディングス	84,800	1,387.00	117,617,600	
三井不動産	123,000	3,139.50	386,158,500	
三菱地所	173,000	2,395.50	414,421,500	
住友不動産	56,000	3,974.50	222,572,000	
大京	37,000	183.00	6,771,000	
レオパレス 2 1	25,400	737.00	18,719,800	
住友不動産販売	1,700	2,708.00	4,603,600	
リロ・ホールディング	1,100	8,380.00	9,218,000	
タカラレーベン	10,500	517.00	5,428,500	
イオンモール	15,000	2,077.00	31,155,000	
エヌ・ティ・ティ都市開発	14,400	1,250.00	18,000,000	
東武鉄道	126,000	501.00	63,126,000	
相鉄ホールディングス	54,000	504.00	27,216,000	
東京急行	128,000	734.00	93,952,000	
小田急電鉄	75,000	1,041.00	78,075,000	
京王電鉄	66,000	862.00	56,892,000	,
京成電鉄	35,000	1,475.00	51,625,000	
東日本旅客鉄道	43,200	8,879.00	383,572,800	
西日本旅客鉄道	22,700	5,579.00	126,643,300	
東海旅客鉄道	21,100	17,640.00	372,204,000	
西日本鉄道	41,000	488.00	20,008,000	

		_	有価証券届出書(内	国投資信訊
近畿日本鉄道	237,000	389.00	92,193,000	
阪急阪神HLDGS	158,000	628.00	99,224,000	
京阪電鉄	70,000	646.00	45,220,000	
名古屋鉄道	114,000	446.00	50,844,000	
日本通運	93,000	621.00	57,753,000	
ヤマトホールディングス	41,400	2,392.50	99,049,500	
山 九	29,000	470.00	13,630,000	
日立物流	4,900	1,440.00	7,056,000	
A N A ホールディングス	463,000	301.30	139,501,900	
上組	28,000	1,063.00	29,764,000	
近鉄エクスプレス	2,100	4,485.00	9,418,500	
日本テレビH L D S	21,200	1,730.00	36,676,000	
日本電信電話	73,600	6,367.00	468,611,200	
KDDI	78,800	7,504.00	591,315,200	
光通信	2,100	6,400.00	13,440,000	
NTTドコモ	191,600	1,872.00	358,675,200	
GMOインターネット	7,800	1,018.00	7,940,400	
電源開発	15,800	4,080.00	64,464,000	
東京瓦斯	286,000	633.50	181,181,000	
大阪瓦斯	244,000	436.60	106,530,400	
東宝	16,600	2,659.00	44,139,400	
エイチ・アイ・エス	4,000	3,620.00	14,480,000	
NTTデータ	14,400	4,330.00	62,352,000	
アインファーマシーズ	2,600	3,760.00	9,776,000	
SCSK	5,500	3,035.00	16,692,500	
セコム	23,900	6,662.00	159,221,800	
コナミ	9,500	2,055.00	19,522,500	
ベネッセホールディングス	9,000	3,475.00	31,275,000	
イオンディライト	2,400	2,776.00	6,662,400	
日鉄住金物産	20,000	400.00	8,000,000	
ヤマダ電機	91,900	387.00	35,565,300	
ニトリホールディングス	10,000	6,550.00	65,500,000	
王将フードサービス	1,700	4,300.00	7,310,000	
アークス	5,400	2,358.00	12,733,200	
バロー	5,000	2,111.00	10,555,000	1
ミスミグループ本社	8,700	3,875.00	33,712,500	
ファーストリテイリング	4,700	44,760.00	210,372,000	
ソフトバンク	66,700	7,204.00	480,506,800	
サンドラッグ	4,900	4,785.00	23,446,500	
	, 1		•	

(注) 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

トヨタ自動車 2,000株

- (2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成27年1月30日

資産総額 43,425,623,170円 負債総額 175,341,879円 純資産総額(-) 43,250,281,291円 発行済数量 3,351,927口 1単位当たり純資産額(/) 12,903.1円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等 該当事項はありません。

(2) 名義登録と収益分配金の支払い

計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者(以下「名義登録受益者」といいます。)を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、受託会社は収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

(3) 受益者に対する特典 ありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(6) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前 の申請のある場合には、前 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

前 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等 に再分割できるものとします。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 交換請求の受付け、交換株式の交付等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にした がって取扱われます。

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成27年1月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株 発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ.ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

口.投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO(Chief Investment Officer)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

八.運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された 基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから 提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、 承認します。

ホ.ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての 報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定 します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託 の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を 行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成27年1月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

本数(本)	純資産額の合計額(百万円)
21	182,755
549	11,301,030
570	11,483,784
1	9,513
17	3,225,319
18	3,234,831
588	14,718,616
	21 549 570 1 17 18

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第56期事業年度に係る中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の中間 財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

		*
	前事業年度 (平成25年 3 月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
 資産の部		
流動資産		
現金・預金	14,380,327	15,186,222
有価証券	9,427,636	15,003,765
前払金	207	453
前払費用	142,919	157,453
未収入金	521,825	-
未収委託者報酬	7,183,011	8,265,950
未収収益	106,914	103,432
貯蔵品	9,551	14,492
繰延税金資産	491,727	674,14
その他	8,445	597
流動資産計	32,272,567	39,406,51
固定資産		
有形固定資産	1 254,258	1 252,417
建物(純額)	26,257	23,555
器具備品(純額)	222,274	224,362
リース資産 (純額)	5,726	4,499
無形固定資産	3,194,512	2,991,462
ソフトウェア	3,132,238	2,910,918

		万叫亚为田山首(四巴汉县后司
ソフトウェア仮勘定	50,423	68,693
電話加入権	11,850	11,850
投資その他の資産	15,113,434	15,077,046
投資有価証券	8,342,934	8,338,733
関係会社株式	5,141,069	5,141,069
出資金	136,315	129,405
従業員に対する長期貸付金	92,527	68,396
差入保証金	1,000,820	997,594
長期前払費用	7,376	6,484
投資不動産(純額)	1 402,340	1 398,402
貸倒引当金	9,950	3,040
固定資産計	18,562,205	18,320,926
	50,834,773	57,727,438

(単位:千円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日現在)	当事業年度 (平成26年 3 月31日現在)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,227	1,227
預り金	56,491	53,677
未払金	6,795,899	8,998,456
未払収益分配金	10,333	7,931
未払償還金	113,002	77,698
未払手数料	3,764,501	4,277,412
その他未払金	2 2,908,061	2 4,635,414
未払費用	3,383,551	3,463,796
未払法人税等	588,040	1,530,565
未払消費税等	189,139	530,83
賞与引当金	841,300	955,600
流動負債計	11,855,648	15,534,154
固定負債		
リース債務	4,494	3,272
退職給付引当金	1,935,442	1,959,45
役員退職慰労引当金	67,410	80,280
繰延税金負債	1,740,407	1,789,543
固定負債計	3,747,753	3,832,547
負債合計	15,603,402	19,366,702
純資産の部		

株主資本

		有侧亚分曲山青 (内国仅具后式)
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		_
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,722,723	10,821,849
利益剰余金合計	8,097,020	11,196,146
株主資本合計	34,767,020	37,866,146
 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	464,350	494,589
 評価・換算差額等合計	464,350	494,589
——— 純資産合計	35,231,371	38,360,735
 負債・純資産合計	50,834,773	57,727,438

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	73,498,726	84,771,977
その他営業収益	526,465	788,473
営業収益計	74,025,191	85,560,451
営業費用		
支払手数料	41,213,272	47,520,063
広告宣伝費	604,864	668,841
公告費	949	533
受益証券発行費	-	25
調査費	8,116,701	8,246,807
調査費	824,915	741,792
委託調査費	7,291,786	7,505,015
委託計算費	807,090	735,588
営業雑経費	1,280,599	1,322,711
通信費	206,564	249,081
印刷費	404,023	477,092
協会費	53,643	54,190
諸会費	11,281	11,711
その他営業雑経費	605,086	530,634
営業費用計	52,023,478	58,494,570

		有侧趾分曲山青(内国权具后式
給料	5,264,128	5,708,541
役員報酬	249,180	243,000
給料・手当	3,782,533	3,785,717
賞与	391,114	724,223
賞与引当金繰入額	841,300	955,600
福利厚生費	809,254	793,740
交際費	55,806	37,951
寄付金	636	-
旅費交通費	196,147	191,623
租税公課	206,178	222,767
不動産賃借料	887,968	1,182,703
退職給付費用	469,713	373,920
役員退職慰労引当金繰入額	38,970	33,750
固定資産減価償却費	1,181,438	963,183
諸経費	1,094,627	1,354,169
一般管理費計 一般管理費計	10,204,869	10,862,351
営業利益	11,796,843	16,203,530
吕耒利益	11,790,843	16,203,530

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月 至 平成26年3月3		4月1日	
営業外収益						
受取配当金		1	257,704		1	144,660
有価証券利息			11,102			13,966
受取利息			10,598			9,117
時効成立分配金・償還金			21,305			44,877
投資有価証券売却益			279,443			64,122
有価証券償還益			101,052			63,228
その他			44,912			34,445
二 営業外収益計			726,118			374,418
二 営業外費用						
時効成立後支払分配金・償還金			19,392			16,985
投資有価証券売却損			36,469			3,171
有価証券償還損			33,338			18,848
投資不動産管理費用			16,271			16,864
貯蔵品廃棄損			9,990			9,503
その他			13,120			9,343
二 営業外費用計			128,584			74,716
经常利益			12,394,377			16,503,232
一 特別利益						

投資有価証券売却益	39,827	7	-
固定資産売却益	31	I	-
その他	16,466	3	-
特別利益計	56,325	5	_
特別損失			
固定資産除却損	2 129,816	3 2	888
本社移転関連費用	1,099,913	3	-
その他	14,428	3	-
特別損失計	1,244,158	3	888
税引前当期純利益	11,206,544	1	16,502,343
法人税、住民税及び事業税	4,286,691		6,525,874
法人税等調整額	109,902	2	150,022
法人税等合計	4,176,789)	6,375,851
当期純利益	7,029,755	5	10,126,492

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日至 平成25年3月31日)

						<u> </u>
	株主資本				株主資本	
		資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	答 才准 <i>借</i> 令	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		│資本準備金 │ 利益 │ │	加州	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	15,174,272	11,495,727	374,297	7,715,116	8,089,414	34,759,414
当期変動額						
剰余金の配当	-		ı	△7,022,149	△7,022,149	△7,022,149
当期純利益	-	-	-	7,029,755	7,029,755	7,029,755
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	7,606	7,606	7,606
当期末残高	15,174,272	11,495,727	374,297	7,722,723	8,097,020	34,767,020

	[平	評価・換算差額等					
	その他有価 証券評価 差額金	繰延へッジ 損益	評価・換算 差額等合計				
当期首残高	33,879	53,783	87,663	34,847,077			
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△7,022,149			
当期純利益	-	-	-	7,029,755			
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	430,470	△53,783	376,686	376,686			
当期変動額合計	430,470	△53,783	376,686	384,293			
当期末残高	464,350	-	464,350	35,231,371			

当事業年度(自 平成25年4月1日至 平成26年3月31日)

					,	+ 4 • 1 4 /
株主資本					株主資本	
		資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	>>>★**# /# △	到 光雀/走会	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		其 本学		繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	15,174,272	11,495,727	374,297	7,722,723	8,097,020	34,767,020
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,027,366	△7,027,366	△7,027,366
当期純利益	-	-	-	10,126,492	10,126,492	10,126,492
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,099,125	3,099,125	3,099,125
当期末残高	15,174,272	11,495,727	374,297	10,821,849	11,196,146	37,866,146

	事 平	評価・換算差額等				
	その他有価 証券評価 差額金	繰延へッジ 損益	評価・換算 差額等合計			
当期首残高	464,350	-	464,350	35,231,371		
当期変動額						
剰余金の配当	-	1	1	△7,027,366		
当期純利益	-	1	1	10,126,492		
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	30,238	-	30,238	30,238		
当期変動額合計	30,238	-	30,238	3,129,364		
当期末残高	494,589	-	494,589	38,360,735		

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物
 8~47年

 器具備品
 4~20年

(会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、当事業年度より有形固定資産(投資不動産を含む)の減価償却方法を定率法から定額法に変更いたしました。

この変更は、本社移転を契機に当社の有形固定資産の使用実態を見直した結果、当社において使用する有形固定資産は安定的に使用されており、その投資効果は、耐用年数の期間中に平均的・安定的に発現するものであるため、定額法が当社の企業活動をより適切に反映した減価償却方法であると判断したためであります。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年間)に基づく定額 法によっております。

(3)長期前払費用

定額法によっております。

(4)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 . 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産 更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上して おります。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「貯蔵品廃棄損」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた23,111 千円は、「貯蔵品廃棄損」9,990千円、「その他」13,120千円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度
	(平成25年3月31日現在)	(平成26年3月31日現在)
建物	15,528千円	18,230千円
器具備品	250,072千円	249,761千円
リース資産	409千円	1,636千円
投資建物	724,130千円	729,348千円
投資器具備品	23,691千円	24,180千円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度	当事業年度
	(平成25年3月31日現在)	(平成26年3月31日現在)
 未払金	2,883,398千円	4,508,988千円

3 保証債務

前事業年度(平成25年3月31日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務1,719,900千円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

人和証分权員信託安託休式云社(E00146) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日
	至 平成25年3月31日)	至 平成26年3月31日)
受取配当金	185,280千円	-

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度
	(自 平成24年4月1日		平成25年4月1日
	至 平成25年3月3	1日) 至	平成26年3月31日)
建物		546千円	-
器具備品	128,	892千円	888千円
無形固定資産(その他)		377千円	-
計	129,	816千円	888千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	7,022	2,692	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成25年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額7,027百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額2,694円基準日平成25年3月31日効力発生日平成25年6月25日

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 6 月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成26年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額 10,126百万円
 配当の原資 利益剰余金
 1株当たり配当額 3,882円
 基準日 平成26年3月31日
 効力発生日 平成26年6月26日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金 運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

()価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

前事業年度(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金・預金	14,380,327	14,380,327	-
(2)未収委託者報酬	7,183,011	7,183,011	-
(3)未収入金	521,825	521,825	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	16,711,401	16,711,401	-
資産計	38,796,567	38,796,567	-
(1)未払手数料	3,764,501	3,764,501	-
(2)その他未払金	2,908,061	2,908,061	-
(3)未払費用(*)	2,782,587	2,782,587	-
負債計	9,455,149	9,455,149	-

^(*)未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金・預金	15,186,222	15,186,222	-
(2)未収委託者報酬	8,265,950	8,265,950	-
(3)未収入金	-	-	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,283,329	22,283,329	-
資産計	45,735,503	45,735,503	ı
(1)未払手数料	4,277,412	4,277,412	-
(2)その他未払金	4,635,414	4,635,414	-
(3)未払費用(*)	2,678,610	2,678,610	ı
負債計	11,591,437	11,591,437	-

^(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、並びに(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金、並びに(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

VΔ	前事業年度	当事業年度	
区分	(平成25年3月31日現在)	(平成26年3月31日現在)	
(1)その他有価証券			
非上場株式	1,059,169	1,059,169	
(2)子会社株式及び関連会社株式			
子会社株式	5,141,069	5,141,069	
(3)差入保証金	1,000,820	997,594	

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

	4 ÆN &	1 年超	5 年超	40/T +71
	1 年以内	5 年以内	10年以内	10年超
現金・預金	14,380,327	-	-	-
未収委託者報酬	7,183,011	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,434,397	4,840,276	-
合計	21,563,339	1,434,397	4,840,276	-

当事業年度(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

	_			<u>+12 · 113/</u>
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,186,222	-	-	-
未収委託者報酬	8,265,950	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,498,464	3,978,251	97,038
合計	23,452,173	1,498,464	3,978,251	97,038

(有価証券関係)

1 . 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成25年3月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日現在)

33.514 1 22 (17.50= - 1 - 73 -	5字架 1 及 (1 1 1 1 2 2 1 3 7 3 5 1 4 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2							
	貸借対照表計上額	取得原価	差額					
	(千円)	(千円)	(千円)					
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの								
(1)株式	93,459	55,101	38,357					
(2)その他								
証券投資信託の受益証券	6,224,312	5,440,857	783,455					
小計	6,317,771	5,495,959	821,812					
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの								
その他								
証券投資信託の受益証券	10,393,629	10,493,953	100,323					
小計	10,393,629	10,493,953	100,323					
合計	16,711,401	15,989,912	721,489					

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 1,059,169千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1)株式	113,247	55,101	58,145
(2)その他			
証券投資信託の受益証券	5,625,179	4,873,552	751,626
小計	5,738,426	4,928,653	809,772

貸借対照表計上額が取得			
貝間対照表計工額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	16,544,903	16,586,202	41,299
小計	16,544,903	16,586,202	41,299
合計	22,283,329	21,514,856	768,472

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 1,059,169千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額		
作生犬只	(千円)	(千円)	(千円)		
(1)株式	141,128	39,827			
(2)その他					
証券投資信託の受益証券	28,114,625	279,443	36,469		
合計	28,255,753	319,271	36,469		

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

17×10(1 1/201 1/11 2 1/201 1/1011)								
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額					
作里犬 只	(千円)	(千円)	(千円)					
その他								
証券投資信託の受益証券	24,501,921	64,122	3,171					
合計	24,501,921	64,122	3,171					

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券(非上場株式)について3,220千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要 当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	1,935,442千円
退職給付引当金	1,935,442千円

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	301,777千円
その他	167,935千円
退職給付費用	469,713千円

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,935,442千円
勤務費用	201,327千円
退職給付の支払額	177,317千円
期末における退職給付債務	1,959,451千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	
	-
非積立型制度の退職給付債務	1,959,451千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,959,451千円
退職給付引当金	1,959,451千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,959,451千円

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	201,327千円
確定給付制度に係る退職給付費用	201,327千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172,593千円でありました。

(表示方法の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、(退職給付関係)注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、(退職給付関係)の注記の組替えは行っておりません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成25年3月31日現在)	(平成26年3月31日現在)
————————————————— 繰延税金資産		
減損損失	837,121	833,243
退職給付引当金	693,199	698,348
未払事業税	154,219	335,386
賞与引当金	280,855	287,721
連結法人間取引(譲渡損)	264,269	141,925
投資有価証券評価損	128,953	128,953
繰延資産	157,330	121,437
出資金評価損	114,425	116,888
未払社会保険料	43,411	38,787
器具備品	33,316	33,316
役員退職慰労引当金	24,920	28,611
その他	29,627	24,709
—————————————————————————————————————	2,761,651	2,789,330
評価性引当額	1,323,069	1,200,725
繰延税金資産合計	1,438,582	1,588,604
—————————————————————————————————————		
連結法人間取引(譲渡益)	2,428,233	2,428,233
その他有価証券評価差額金	257,138	273,883
その他	1,888	1,888
繰延税金負債合計	2,687,261	2,704,006
繰延税金負債の純額	1,248,679	1,115,401

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

この変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

「セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を 省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,591,590		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,719,900	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。
- (イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

		_				_				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金ま たは出資 金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受 益証券の募集販 売	証券投資信託 の代行手数料	20,510,864	未払手数料	2,758,584
同一の親 会社をも つ会社	(株)大和総研 ビジネス・ イノベー ション	東京都江東区	3,000	情報 サービ ス業	1	ソフトウェアの 開発	ソフトウェア の購入	1,205,721	未払費用	82,519
同一の親会社をも	大和プロパ	東京都	100	不動産	_	本社ビルの管理	不動産の	1,194,567	長期差入 保証金	971,157
つ会社		-	平社 ビルの目達	賃借料	1,194,507	未収入金	511,559			

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する 信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支 払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
 - (2)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格 を決定しております。
 - (3)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金ま たは出資 金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親 会社をも つ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受 益証券の募集販 売	証券投資信託 の代行手数料	25,994,992	未払手数料	3,216,077
同一の親 会社をも つ会社	株)大和総研 ビジネス・ イノベー ション	東京都江東区	3,000	情報 サービ ス業	1	ソフトウェアの 開発	ソフトウェア の購入	678,054	未払費用	393,881

, 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する 信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支 払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
 - (2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格 を決定しております。
 - (3)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2.親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業 (自 平成24年 至 平成25年	4月1日	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		
1 株当たり純資産額	13,506.24円	1株当たり純資産額	14,705.91円	
1 株当たり当期純利益	2,694.91円	1 株当たり当期純利益	3,882.07円	

- (注) 1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注)2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
当期純利益(千円)	7,029,755	10,126,492	
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間(平成26年9月30日)

資産の部

流動]資産
**	

現金・預金		20,257,586
有価証 券		5,207,068
未収委託者報酬		9,365,956
貯蔵品		15,509
繰延税金資産		495,241
その他		296,277
流動資産計		35,637,638
固定資産		
有形固定資産	1	283,555
無形固定資産		
ソフトウエア		2,634,889
その他		90,103
無形固定資産合計		2,724,992
投資その他の資産		
投資有価証券		6,866,175
関係会社株式		5,129,895
その他	1	1,589,226
投資その他の資産合計		13,585,297
固定資産計		16,593,845
資産合計		52,231,483
	·	

(単位:千円)

当中間会計期間 (平成26年9月30日)

	(平)	(平成26年9月30日)		
負債の部				
流動負債				
リース債務		1,227		
未払金		6,923,613		
未払費用		3,196,727		
未払法人税等		1,144,931		
賞与引当金		796,000		
その他	3	848,229		
流動負債計		12,910,729		
固定負債	_			
リース債務		2,658		

	有仙証券届出
退職給付引当金	1,996,246
役員退職慰労引当金	92,730
繰延税金負債	1,845,611
固定負債計	3,937,247
鱼債合計	16,847,976
株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	7,668,191
利益剰余金合計	8,042,489
株主資本合計	34,712,489
その他有価証券評価差額金	671,018
評価・換算差額等合計	671,018
純資産合計	35,383,507
 負債・純資産合計	52,231,483

(2) 中間損益計算書

(単位·千円)

	(単位:千円)			
	当中間会計期間			
	(自 平成26年4月1日			
	至 平成26年9月30日)			
営業収益				
委託者報酬	44,022,288			
その他営業収益	472,415			
営業収益計	44,494,704			
営業費用				
支払手数料	24,490,036			
その他営業費用	5,489,326			
営業費用計	29,979,363			
一般管理費	1 5,507,021			
営業利益	9,008,319			
営業外収益	2 1,299,244			

営業外費用	1, 3	34,669
経常利益		10,272,894
特別利益		-
特別損失	4	12,947
税引前中間純利益		10,259,946
法人税、住民税及び事業税		3,150,039
法人税等調整額		137,269
中間純利益		6,972,636
	·	

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成26年4月1日至 平成26年9月30日)

(単位:千円)

	株主资本						
		資本剰余金 利益剰余金					
	資本金	资本準 備金	利益準備金	その他利益 剰余金		株主资本合計	
当期首残高	15,174,272	11,495,727	374,297	10,821,849	11,196,146	37,866,146	
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△ 10,126,294	△ 10,126,294	△ 10,126,294	
中間純利益	-	-	-	6,972,636	6,972,636	6,972,636	
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 3,153,657	△ 3,153,657	△ 3,153,657	
当中間期末残高	15,174,272	11,495,727	374,297	7,668,191	8,042,489	34,712,489	

	評価・換			
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純资産合計	
当期首残高	494,589	494,589	38,360,735	
当中間期変動額				
剰余金の配当	-	1	△ 10,126,294	
中間鈍利益	-	-	6,972,636	
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	176,428	176,428	176,428	
当中間期変動額合計	176,428	176,428	△ 2,977,228	
当中間期末残高	671,018	671,018	35,383,507	

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5~47年

器具備品 3~20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。

(3)長期前払費用

定額法によっております。

(4)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破 産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2)賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要 支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	当中間会計期間	
	(平成26年9月30日現在)	
有形固定資産	279,523千円	
投資その他の資産	756,255千円	

2 保証債務

当中間会計期間(平成26年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,805,580千円に対して保証を行っております。

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	当中間会計期間	
	(自 平成26年4月1日	
	至 平成26年9月30日)	
	16,065千円	
無形固定資産	490,092千円	
投資その他の資産	2,726千円	

2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間
(自	平成26年4月1日
至	平成26年9月30日)

受取配当金1,177,840千円投資有価証券売却益73,930千円時効成立分配金・償還金14,749千円

3 営業外費用の主要項目

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

時効成立後支払分配金・償還金12,351千円貯蔵品廃棄損7,356千円投資不動産管理費用6,818千円

4 特別損失の主要項目

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

関係会社株式評価損 11,174千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日	並洛姓士	10 126	2 002	平成26年 3	平成26年
定時株主総会	普通株式 	10,126	3,882	月31日	6月26日

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	20,257,586	20,257,586	-
(2)未収委託者報酬	9,365,956	9,365,956	-
(3)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	11,047,833	11,047,833	-
資産計	40,671,376	40,671,376	-
(1)未払金	6,923,613	6,923,613	-
(2)未払費用(*)	2,760,751	2,760,751	•
負債計	9,684,365	9,684,365	-

^(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金・預金及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1)未払金及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	
非上場株式	1,025,409	
子会社株式	5,129,895	
差入保証金	997,068	

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 5,129,895千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間において、子会社株式について11,174千円減損処理を行っております。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	105,492	55,101	50,390
(2)その他			
証券投資信託の受益証券	5,646,254	4,624,425	1,021,828
小計	5,751,746	4,679,527	1,072,219
中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	5,296,087	5,325,705	29,618
小計	5,296,087	5,325,705	29,618
合計	11,047,833	10,005,232	1,042,601

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額 1,025,409千円)については、市場価格がなく、 時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には 含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) 当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、 記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間	
(自 平成26年4月1日	
至 平成26年9月30日)	
1 株当たり純資産額	13,564.56円
1 株当たり中間純利益金額	2,673.01円

- (注) 1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため 記載しておりません。
- (注)2.1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間	
(自 平成26年4月1日	
至 平成26年9月30日)	
中間純利益(千円)	6,972,636
普通株式に係る中間純利益(千円)	6,972,636
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれが ないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に 該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円(平成26年3月末日現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 	資本金の額 単位:百万円 (平成26年3月 末日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	
SMBC日興証券会社	10,000	
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会	4,500	
社		
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
JPモルガン証券株式会社	50,275	
シティグループ証券株式会社	96,307	
ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店	31,703	金融商品取引法に定める
ドイツ証券株式会社	72,728	第一種金融商品取引業を
東海東京証券株式会社	6,000	営んでいます。
野村證券株式会社	10,000	
バークレイズ株式会社	32,945	
BNPパリバ証券株式会社	102,025	
みずほ証券株式会社	125,167	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440	
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	62,149	
UBS証券株式会社	46,450	

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 資本金の額:51,000百万円(平成26年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基

づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託

受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目

的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨 使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日 次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその 旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。 ファンドの形態等を記載することがあります。 図案を採用することがあります。 ファンドの管理番号等を記載することがあります。

- (2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成26年 5 月26日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	髙波 博之	EП
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	貞廣 篤典	ED
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 昌	公認会計士	内田 和男	ED

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理 状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びそ の他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年2月13日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

貞廣 篤典 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

内田 和男 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理 状況」に掲げられているダイワ上場投信-JPX日経400の平成26年7月11日から平成27年1月10日までの計算期 間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行っ た。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ上場投信 - JPX日経400の平成27年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月25日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理 状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56 期事業年度の中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中 間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(注)2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。